

「福岡県調査測量設計業務共通仕様書の一部改正について（令和7年10月）」新旧対照表

新	旧
<p><b>福岡県調査測量設計業務共通仕様書</b></p> <p><b>令和7年10月</b></p> <p><b>福岡県農林水産部</b></p> <p><b>地質・土質調査業務共通仕様書</b></p>	<p><b>福岡県調査測量設計業務共通仕様書</b></p> <p><b>令和7年8月</b></p> <p><b>福岡県農林水産部</b></p> <p><b>地質・土質調査業務共通仕様書</b></p>
<p>第1章 総則</p> <p>第1節 総則</p> <p>第1-1条 ～ 第1-35条 [略]</p> <p>第1-36条 個人情報の取扱い</p> <p>受託者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)、行政手続における特定の個人を識別する番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)等関係法令に基づき、次に示す事項等の個人情報の漏えい、滅失、改ざん又は毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。</p> <p>第1-37条 ～ 第1-39条 [略]</p> <p>第2章～第6章 [略]</p> <p>第7章 解析等調査業務</p> <p>第7-1条 [略]</p> <p>第7-2条 業務内容</p> <p>解析等調査業務の内容は、次の各号に掲げる事項によるものとする。</p> <p><b>1 計画準備</b></p> <p><b>(1) 調査計画の立案及び業務計画書の作成</b></p> <p><b>2 既存資料の収集・現地調査</b></p> <p>(1) 関係文献等の収集と検討</p> <p>(2) 調査地周辺の現地踏査</p> <p><b>3 資料整理とりまとめ</b></p> <p>(1) 各種計測結果の評価及び考察</p> <p>(2) 異常データのチェック</p> <p>(3) 試料の観察</p> <p>(4) ボーリング柱状図の作成</p> <p><b>4 断面図の作成</b></p> <p>(1) 地層及び土性の判定</p> <p>(2) 土質又は地質断面図の作成(断面図は着色するものとする)</p> <p><b>5 総合解析とりまとめ</b></p>	<p>第1章 総則</p> <p>第1節 総則</p> <p>第1-1条 ～ 第1-35条 [略]</p> <p>第1-36条 個人情報の取扱い</p> <p>受託者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)、<b>行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第58号)</b>、行政手続における特定の個人を識別する番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)等関係法令に基づき、次に示す事項等の個人情報の漏えい、滅失、改ざん又は毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。</p> <p>第1-37条 ～ 第1-39条 [略]</p> <p>第2章～第6章 [略]</p> <p>第7章 解析等調査業務</p> <p>第7-1条 [略]</p> <p>第7-2条 業務内容</p> <p>解析等調査業務の内容は、次の各号に掲げる事項によるものとする。</p> <p><b>[新設]</b></p> <p><b>1 既存資料の収集・現地調査</b></p> <p>(1) 関係文献等の収集と検討</p> <p>(2) 調査地周辺の現地踏査</p> <p><b>2 資料整理とりまとめ</b></p> <p>(1) 各種計測結果の評価及び考察</p> <p>(2) 異常データのチェック</p> <p>(3) 試料の観察</p> <p>(4) ボーリング柱状図の作成</p> <p><b>3 断面図の作成</b></p> <p>(1) 地層及び土性の判定</p> <p>(2) 土質又は地質断面図の作成(<u>断面図は着色するものとする</u>)</p> <p><b>4 総合解析とりまとめ</b></p>

新	旧
<p>(1) 調査地周辺の地形・地質の検討</p> <p>(2) 地質調査結果に基づく土質定数の設定</p> <p>(3) 地盤の工学的性質の検討と支持地盤の設定</p> <p>(4) 地盤の透水性の検討(現場透水試験や粒度試験等が実施されている場合)</p> <p>(5) 調査結果に基づく基礎形式の検討(具体的な計算を行うものでなく、基礎形式の適用に関する一般的な比較検討)</p> <p>(6) 設計・施工上の留意点の検討(特に、盛土や切土を行う場合の留意点の検討)</p> <p>第7-3条 [略]</p> <p>第8章～第12章 [略]</p>	<p>(1) 調査地周辺の地形・地質の検討</p> <p>(2) 地質調査結果に基づく土質定数の設定</p> <p>(3) 地盤の工学的性質の検討と支持地盤の設定</p> <p>(4) 地盤の透水性の検討(現場透水試験や粒度試験等が実施されている場合)</p> <p>(5) 調査結果に基づく基礎形式の検討(具体的な計算を行うものでなく、基礎形式の適用に関する一般的な比較検討)</p> <p>(6) 設計・施工上の留意点の検討(特に、盛土や切土を行う場合の留意点の検討)</p> <p>第7-3条 [略]</p> <p>第8章～第12章 [略]</p>

新	旧
<p style="text-align: center;"><b>測量業務共通仕様書</b></p> <p>第1条～ 第35条 [略]</p> <p>第36 条 個人情報の取扱い</p> <p>受託者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)、行政手続における特定の個人を識別する番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)等関係法令に基づき、次に示す事項等の個人情報の漏えい、滅失、改ざん又は毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2～11 [略]</p> <p>第37 条 [略]</p> <p>第38 条 保険加入の義務</p> <p>[略]</p> <p>2 受託者は、現場作業が発生する場合は、法定外の労災保険に付きなければならない。</p> <p>第39 条 [略]</p>	<p style="text-align: center;"><b>測量業務共通仕様書</b></p> <p>第1条～ 第35条 [略]</p> <p>第36 条 個人情報の取扱い</p> <p>受託者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)、<b>行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第58号)</b>、行政手続における特定の個人を識別する番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)等関係法令に基づき、次に示す事項等の個人情報の漏えい、滅失、改ざん又は毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。</p> <p>第37条 [略]</p> <p>第38 条 保険加入の義務</p> <p>[略]</p> <p>[新規]</p> <p>第39 条 [略]</p>

新	旧
<p style="text-align: center;"><b>設計業務共通仕様書</b></p> <p>第1章 総則  第1-1 条～第1-34 条 [略]  第1-35 条 個人情報の取扱い</p> <p style="padding-left: 2em;">受託者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)、行政手続における特定の個人を識別する番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)等関係法令に基づき、次に示す事項等の個人情報の漏えい、滅失、改ざん又は毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。</p> <p style="padding-left: 2em;">2～11 [略]  第1-36 条～第1-37 条 [略]  第2章 [略]</p>	<p style="text-align: center;"><b>設計業務共通仕様書</b></p> <p>第1章 総則  第1-1 条～第1-34 条 [略]  第1-35 条 個人情報の取扱い</p> <p style="padding-left: 2em;">受託者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)、<b>行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第58号)</b>、行政手続における特定の個人を識別する番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)等関係法令に基づき、次に示す事項等の個人情報の漏えい、滅失、改ざん又は毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。</p> <p style="padding-left: 2em;">2～11 [略]  第1-36 条～第1-37 条 [略]  第2章 [略]</p>